

この春、新生活を始める皆さん。

# マイナンバーも、ご準備ください!



引っ越しをする方へ 

「通知カード」「マイナンバーカード(個人番号カード)」に  
新住所を表記(追加記載)する必要があります。

引っ越しなどで住所が変わる方は、転入・転居先の市区町村に転入・転居届を提出する際、「通知カード」または「マイナンバーカード」の追記欄に新住所を記載してもらってください。

4月から働き始める方へ  ※退職する方もお願いします。

勤務先へのマイナンバーの提示が必要です。

就職したり、パート・アルバイトを始めたりする方は、税や雇用保険などの  
手続のため、勤務先へのマイナンバーの提示が必要になります。  
学生でも新しくアルバイトを始める際には必要です。

※退職する方も、税や雇用保険などの手続で勤務先への提示をお願いします。

! 「通知カード」をまだ受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。  
● 市区町村では、原則として平成28年3月末までは通知カードを保管しています。受取がまだの方は、お急ぎください。

通知カードを  
受け取りそびれて  
そのまま...



10月以降、  
長い間、家を  
不在にしていた



数年前に  
引っ越したまま  
住民票を移していない!



お問合せは マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 平日 9:30~22:00  
0120-95-0178 土日祝 9:30~17:30

※マイナンバーカードの紛失等の場合は、24時間365日受け付けます。

一部IP電話等で左記ダイヤルに繋がらない場合は、  
通知カード、マイナンバーカードについては 050-3818-1250  
その他のお問合せについては 050-3816-9405  
におかけください。

マイナンバーカード  
申請受付中!  
※初回の発行手数料無料

マイナンバーについて詳しくは  
マイナンバー 検索

1人に1つ。  
マイナンバー

